

高第 1322 号  
令和 2 年 5 月 5 日

各県立学校長 殿

教 育 長

国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校における臨時休業等について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 8 日付け高第 1101 号教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」により、県立学校について、4 月 6 日からの臨時休業の期間を 5 月 6 日までとしたところです。

この度、令和 2 年 5 月 4 日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長（令和 2 年 5 月 31 日まで）を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から協力要請がありました。

ついては、この要請を受け、県教育委員会として次のとおり対応することとしましたので通知します。

なお、別添写しのとおり令和 2 年 5 月 1 日付けで 2 文科初第 222 号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」が示されましたので、併せてお知らせします。

- 1 県立学校については、5 月 6 日までの臨時休業の期間を、5 月 31 日までとする。
- 2 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各設置者に要請する。
- 3 県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない。  
ただし、県立高等学校及び県立中等教育学校については、学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。  
なお、個別登校の機会を設ける場合は、感染拡大防止のための最大限の措置等を講じること。
- 4 臨時休業中の児童生徒の学習指導について、その学習状況及び成果を適切に把握できるものとする。
- 5 保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。
- 6 県立特別支援学校においては、特段の事情により自宅で過ごすことができない、幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応する。
- 7 教職員の勤務については、原則として在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

なお、臨時休業期間については、今後国の動向及び県内の感染状況により、期間の変更も考えられることに御留意ください。また、臨時休業期間の後、学校の教育活動の再開についても、その時点の状況を踏まえ、児童・生徒の安全・安心を第一に、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開を検討することとします。

この方針については、緊急事態措置の実施の必要性等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知します。

#### 問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045)210-8260 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 荒井、山田

電話 (045)210-8276 (直通)

教職員企画課

企画労務グループ 川野辺、齋藤 (和)

電話 (045)210-8138 (直通)

総務室

人事グループ 桑原、大橋

電話 (045)210-8034 (直通)

教職員人事課

県立学校人事グループ 清水、諸星

電話 (045)210-8141 (直通)

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症について、国は、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出し、これを受け、県は、同日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定めました。県教育委員会では、学校で学ぶ児童・生徒の安全、安心を何よりも最優先と考え、5月6日まで県立学校を臨時休業としていました。

この度、国は5月4日の感染症に係る専門家会議及び諮問委員会の見解を踏まえ、緊急事態宣言の期間を、さらに5月31日まで延長することを決定しました。国の決定を受けた知事からの要請に基づき、学校の臨時休業の期間について、設置者である県教育委員会として、さらに5月31日まで延長することとしました。児童・生徒、保護者の皆様には、学校の臨時休業期間が長期間になり、さまざまな不安を抱えていることと思います。しかし児童・生徒の皆さんを感染のリスクから守るために、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、今が本当に大切な時期であるとの判断であり、ご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

臨時休業の期間中は、引き続き、学年ごと等の一律の登校日は設けないこととしています。なお、高等学校と中等教育学校では学習課題に係る指導・連絡のために、最小限度の個別に登校する機会を設けることができるとしています。また、特別支援学校においては、「児童・生徒の居場所」について、個々のご家庭の事情に応じて個別に相談の上、対応いたします。

学習の遅れが心配されるところですが、お子様には、各学校で出される教科の学習課題等を使って、家庭学習を進めていただくことが、学校再開後の授業への備えにもつながります。

子どもたちを感染のリスクから守るために、各ご家庭においては、引き続き、お子様の朝晩の体温測定を行っていただくなど、健康管理にご配慮をお願いいたします。また、お子様の学習に対する不安や心の問題など、何かご心配なことがある場合は、各学校にご相談いただければ、学校と県教育委員会がしっかりと連携して適切に対応してまいります。

県立学校に入学した児童・生徒の皆さんの学びを保障することが、学校と県教育委員会の使命です。私たち一人ひとりがこのことを胸に刻み、学校の臨時休業期間中の学習や教育活動を再開した後の子どもたちの学びについて、全力で取り組んでまいります。保護者の皆様には、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年5月5日  
神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎  
教育委員 高橋 勝  
河野 真理子  
吉田 勝明  
笠原 陽子  
佐藤 麻子

To the Parents:

The Emergency Declaration for Coronavirus Infection (COVID-19) was extended until May 31, 2020.

For the Prefectural schools, we decided to close schools till May 31 to protect health and life of kids and citizens. There is no designated school attendance day. Each school may set some attendance opportunities for learning instruction and consulting. For the kids in the special schools, please consult the teachers how to spend daytime.

Kids are expected to study at home doing the learning tasks from the school.

Please measure kids' temperature every day. If you are worried, please consult your teachers. Schools and the Board of Education will continue to work hard for kids' learning. Thank you for your understanding and cooperation.

May 5, 2020

Kanagawa Prefecture Board of Education

Superintendent	Jiro Kiritani
Board Member	Masaru Takahashi
Board Member	Mariko Kono
Board Member	Katsuaki Yoshida
Board Member	Yoko Kasahara
Board Member	Mako Sato

ほごしゃかた  
保護者の方へ

しんがたころなういるすかんせんしょう  
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、令和2年 (2  
ねんがつにち きんきゅうじたいせんげん がつにち えんちょう  
020年) 5月4日、緊急事態宣言が、5月31日まで延長される  
ことが決まりました。

けんりつがっこう  
県立学校については、子どもたちの健康やいのちを守るため、5  
がつにち がっこうやす とうこうび  
月31日まで学校を休みます。いっせいの登校日はありません。

しどう れんらく がっこう とうこう きかい もう  
指導や連絡のために、学校によって、登校する機会を設けること  
があります。また、とくべつしえんがっこう ひるます ぼしょ  
特別支援学校の子どもたちが昼間過ごす場所  
について、みなさんと相談して対応します。

がっこう だ かだい つか いえ がくしゅう  
子どもたちは、学校が出した課題を使って、家で学習をしてく  
ださい。

かてい たいおん はか しんばい がっこう そうだん  
ご家庭では、体温を測ってください。心配なことは学校に相談し  
てください。

がっこう きょういく いんかい まな ぜんりょく と  
学校と教育委員会では、子どもたちの学びについて、全力で取  
り組んでいきます。りかい きょうりょく ねが  
理解と協力をお願いします。

令和2年5月5日  
神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷 次郎  
教育委員 高橋 勝  
河野 真理子  
吉田 勝明  
笠原 陽子  
佐藤 麻子

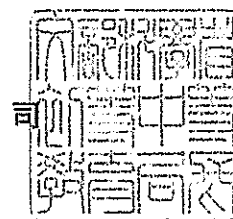
「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を補足するものとして、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など学校運営上の工夫についてまとめましたので通知します。



2文科初第222号  
令和2年5月1日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）

これまで、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知別添1）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知別添）（以下「ガイドライン」という。）において示してきましたが、この度、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会（以下「懇談会提言」という。）（別添参照）を踏まえ、ガイドラインを補足するものとして学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について下記のとおりまとめましたので、各学校設置者においては、これを参考に取組を進めてくださいますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 本通知の趣旨について

文部科学省が実施した調査によると、令和2年4月22日時点において、小学校及び中学校では95%、高等学校では97%について臨時休業が実施されている。一方で、懇談会提言によれば、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期に渡ることも考えられ、臨時休業が長期化した場合、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習保障通知」という。）の1で示した児童生徒の学びの保障について懸念が生じることとなる。

この点は、懇談会提言においても「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とされており、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である」とされている。

また、「例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされている。

本通知は、学習保障通知で示した取組に加え、こうした提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら学校における教育活動を行うことに資するよう、ガイドラインを補足するものとして学校運営上の工夫の在り方を示すものである。

## 2. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定について

### (1) 分散登校日の設定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言の対象区域とされるなどに伴い、学校の臨時休業を続けざるを得ない地域においても、ICTを最大限活用しながら、感染症対策を徹底した上で、分散登校（児童生徒を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行う日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開し、全ての児童生徒が学校において教育を受けられるようにしていくことが重要である。

このような分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第 6 学年・中学校第 3 学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第 1 学年の児童にも配慮すること。

登校日については、地域や児童生徒の生活圏の感染状況を踏まえ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法が考えられる。

いずれの場合でも、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合の対応について確認しておくこと。

なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第 3 学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討すること。

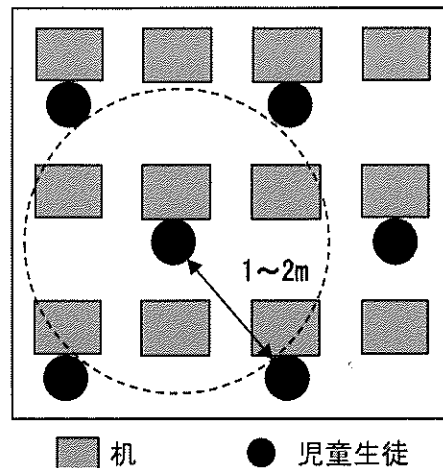
また、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えているため、学校教育活動の再開については、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であること。

#### ①身体的距離の確保

登校の際は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示した感染症対策を行うほか、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね 1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましいこと。



図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1~2 m 以上保つように座席を配置する。

## ②分散登校の工夫

- 児童生徒数の多い学校にあっては、①に示す身体的距離の確保のため、
- ・ 時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法
  - ・ 学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法
- 等により分散して登校するなどの工夫が考えられる。(参考資料参照)

## ③分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮すること。

## (2) 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと。

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動

## する学校行事

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を講じること。

### (3) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

### (4) 学校給食（昼食提供）の工夫について

学校給食を実施するに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に示したもののほか、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられる。また、それらが困難な場合に、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられる。

なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる。

### (5) 学校図書館の活用について

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合において、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

### (6) 登下校の工夫について

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることや、集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

## (7) 出欠の取扱い等について

### ①学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができること。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

### ②学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童生徒を優先させて登校させ、その他の児童生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

- ・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含めない
- ・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への必要な配慮を行うこと。

## (8) 長期休業期間及び土曜日における登校日の設定等について

学習指導通知の4では、

- ・児童生徒が学校に登校できるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること
- ・その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、

土曜日に授業を行うことなどが考えられることを示している。

登校日を設ける場合も、必要に応じ、長期休業期間及び土曜日に行うことなどが考えられる。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った日数・時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。また、週休日である土曜日に登校日を設ける場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

### (9) 教職員の出勤について

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行いつつ、可能な範囲内で、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの勤務形態の工夫を行うこと。

## 3. 人的体制の確保に関すること

土曜日に授業を行う場合や学級を複数グループに分けて指導を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、家庭学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。これらを踏まえ、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振り、外部人材の活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、指導体制の確保を図ること。

その際、公立学校においては、学校全体の指導体制も踏まえつつ、加配教員の活用や学習指導員の追加配置、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による事業の実施等を検討されたい。特に、学習指導員等の確保に当たっては、想定されている事業内容や今回の非常時・緊急時という特質も踏まえ、必要に応じて資格要件を緩和し、退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用すること。教育職員免許状を保有する人材が必要な場合は、臨時免許状の活用等も検討すること。

なお、人材確保に当たっては、文部科学省の「学校・子供応援サポーター一人材バンク」<sup>\*</sup>も積極的に活用されたい。

※文部科学省ホームページ上で学校に御協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市町村）がある都道府県教育委員会等に文部科学省から名簿を提供する仕組み。（令和2年4月24日開設）

[https://www.mext.go.jp/content/20200424\\_mxt\\_kouhou01-000006800\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424_mxt_kouhou01-000006800_1.pdf)

また、私立学校においては、指導体制の確保のための外部人材の活用といった取組等について、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）「教育の質の向上を図る学校支援経費」による補助を文部科学省から都道府県に対し行っていることから、本補助金の活用も検討されたい。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 臨時休業全般に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内3964)
- 保健管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 学習指導に関すること  
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること  
総合教育政策局 地域学習推進課(内3030)
- 教職員の勤務に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課(内2588)
  - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課(内2532)
  - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 人的体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内2587)
  - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学助成課(内2547)
  - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)



①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
	下校	昼食	昼食	下校
午後	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例  
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

月	火	水	木	金	土
1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習
家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習
家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習
6年生	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

※登校日の実施に当たっては、空教室を使用するなど可能な限り身体的距離を確保

## 学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会

### 「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」

(令和2年5月1日)

#### 1. 基本的な考え方

- 各地域の分析や、学校における対応については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の状況分析・提言や政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、文部科学省において、ガイドライン及び各種通知において対応を示してきたところ<sup>1</sup>。
- 学校に関しては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の新型インフルエンザ対策本部長である内閣総理大臣の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日の基本的対処方針の変更で全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、現在、再び全国的に臨時休業が広がっている。
- 新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合も少ない。一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていないこともある。なお、国内においては緊急事態宣言が全国に拡大（4月16日）される前から、多くの地方自治体が自主的に臨時休業の措置をとっている（4月10日時点で小中学校の67%が休校）。
- 専門家会議の5月1日の分析・提言によれば、本感染症については、今後長期間にわたって、新規感染者が生ずることを念頭に置いて一定の行動変容が求められており、地域によっては「徹底した行動変容の要請」が長期にわたることも考えられる。
- このような状況を踏まえると、現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るた

<sup>1</sup> 令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知により示した「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂）等

め、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

- その際、例えば、緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。
- なお、地域で、生活圏における流行状況によっては再び休校とするなどの判断ができるよう、市町村や都道府県においても体制を構築すべきである。
- また、進学を控える中学校第3学年、小学校第6学年、また、学校生活を開始することができていない小学校第1学年等から優先的に下記2.のような方法等により任意の分散登校を行い、感染症対策を行いながら学校生活を送るという状況について、学校・家庭・地域が理解を深め、徐々に受け入れていくという方法も考えられる。
- その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健衛生体制を築いていくことが重要である。なお、学校内で感染者が発生した際には、感染拡大防止の必要上、当該児童生徒が明らかになることもあるが、その場合においても当該児童生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要であり、またそのための教育も重要である。
- 高等学校等についても、学科の教育内容や生徒の通学等の状況を踏まえ、小・中学校等と同様の取組を進めていくことが考えられる。
- なお、特別支援学校については、指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバス等で一斉に登校すること等の課題を多くの学校が抱えている。新型コロナウイルス感染症は、重症化すれば命に関わる危険性があることも踏まえ、特別支援学校における学校教育活動については、一層慎重に対応することが求められ、再開に向けては、児童生徒の障害の種類や程度等を踏まえた検討が必要である。
- また、学校教育活動を再開するにあたっては、地域の感染状況の違いを踏まえてもなお、児童生徒の通学方法（徒歩や自転車、公共交通機関）の違いや、ICTによる指導が確保できている学校とそうではない学校など、学校の状況により取組の方法は様々であり、どの方法により実施するかは、設置者及び学校が子供の学びをどのように保障するかという観点から選択する必要がある。



## 2. 学校教育活動の再開の具体的な方策について

### (1) 学校教育活動の進め方について

- 児童生徒の生活圏でのまん延状況も踏まえながら、臨時休業を行っている学校においても、基本的な感染症対策を徹底した上で、3つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開し、学校において児童生徒が学ぶことができる環境を作っていくことにより、全ての児童生徒が教育を受けることができるようにしていくことが必要である。地域の感染状況が今後も悪化することはどの地域でも考えられるため、登校方法の工夫やICTも最大限活用しながら、全ての児童生徒が、各学校の教育計画に基づく教育を受けられるようにしていく。
- まず、基本的な感染症対策に関しては、以下の点を徹底すること。教職員についても同様の対応を徹底し、特に、体調の悪い教職員が休みやすいような環境作りをする必要がある。
  - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底する。その際、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば学校にも伝えていただく。
  - ・学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。
  - ・多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、触る前後で手洗いを徹底する。
  - ・児童生徒や教職員がマスクを着用する。
- また、教室における3つの密を避けること。
  - ・換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う（空調使用時においても換気は必要であることに留意）。
  - ・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形とする。  
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとることも考えられる。
- 学校や設置者においては、都道府県等の衛生主管部局との連携や、欠席状況のサーベイランスの仕組みの利用などにより、地域の感染状況を把握したり、周辺の学校の児童生徒の欠席状況などを把握し、また状況の比較を行い、地域の状況に応じた感染予防のための具体的な方策を検討することが重要である。

- 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるようにすることが重要である。

## (2) 感染のリスクが高いと考えられる活動の取扱いについて

### (各教科活動等)

- 各教科等に関する指導については、地域の感染状況に応じ、例えば、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないなどの感染拡大防止対策をとること。部活動を実施する場合にも、各教科等の指導に準じて感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動については行わないこと。
  - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
  - ・ 家庭科における調理などの実習
  - ・ 体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
  - ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
  - ・ 運動会や文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
  - ・ 他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

### (給食)

- 給食(昼食)を提供する際には、特に手洗いの徹底を図るとともに、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立で適切な栄養摂取ができるようにすることや、可能な場合には小分け済みの形(弁当方式)とすること、さらに食べる際に机を向かい合わせにしないことなどの工夫が考えられる。

### (登下校)

- 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起らないよう登下校時間帯を分散させることや、安全の観点から集団登下校を行う場合には密集とならないよう指導することなどの工夫が考えられる。
- 公共交通機関を利用して通学する学校とは異なり、徒歩圏内(自転車通学圏内を含む)から通える小中学生等については、登下校時の感染リスクは低いと考えられる。また、公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をすることや、乗車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うことなどにより、感染リスクを下げることができる。

安総第 1173 号  
令和 2 年 5 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事  
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について (通知)

このことについて、別添のとおり改定しましたので、法第 24 条に基づく貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遺漏のないようお願いします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室  
企画調整グループ 千野 (せんの)

電 話 (045)210-3465 (直通)

ファクシミリ (045)210-8829

電子メール [kokuho2005@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kokuho2005@pref.kanagawa.lg.jp)

# 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

令和2年5月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月31日まで

## 2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

## 3 実施する措置の内容

### (1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月31日）

「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出自粛の協力を要請する。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛要請の対象外とする。

また、「密閉」、「密集」、「密接」を徹底的に避けるとともに、国で示した「人との接触を8割減らす、10のポイント」（参考1）、「新しい生活様式の実践例」（参考2）の周知を行う。

さらに、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、時差出勤など事業者  
に協力を要請する。

### (2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月31日）

法第24条第9項に基づき、別紙の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

法第45条第2項及び3項に基づく要請、指示については、上記の要請の効果を見極めたいうで行うものとする。

なお、休業要請については、国が14日を目途に示す評価や見解、また、感染症の拡大予測（例：感染者数、PCR検査陽性率）、医療体制（例：重点医療機関の病床利用率）などを踏まえた上で、地域別、業種別に段階的に解除することも検討する。

一方、別紙に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

### （3）臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

### （4）緊急物資の運送

必要に応じ、法第54条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

### （5）物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第55条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

### （6）生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係法令に基づく措置を行う。

### （7）その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

## 4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

### （1）県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNSなどあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

## (2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。  
具体的には、店舗における感染防止対策への支援や、来店者、売り上げが減少している事業者を支援するため、通販サイトへの登録、デリバリー販売への転向など再起促進支援を進める。
- 全国知事会と連携して、事業者が最も困っている固定費や人件費に対応するため、家賃負担の軽減や雇用調整助成金の拡充などについて、国に強力な支援を求める。併せて、臨時交付金の増額について働きかける。
- 5月31日までの休業要請の延長に対応する事業者、また、自ら休業する事業者に対する支援を検討する。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを運営する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する県民を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を設置する。

## (3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

## (4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

## (5) 県の実施体制

- 8月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。  
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

● 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	内 訳	要請内容
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)	
運動、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

● 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾 等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

● 施設の種別によって休業を要請する施設（令和2年4月7日～）

施設の種別	内 訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

● 社会生活を維持する上で、必要な施設

施設の種別	内 訳	要請内容
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	テレワークの一層の推進を要請 適切な感染防止対策の協力要請
医療施設	病院、診療所、薬局 等	適切な感染防止対策の協力要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等 ※ <u>行楽を主目的とする宿泊を除く。</u>	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
社会福祉施設 等	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	



## 【適切な感染拡大防止策】

### 1 発熱者等の施設への入場防止

- (1) 従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
- (2) 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

### 2 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

- (1) 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2 m 間隔の確保）
- (2) 換気を行う（可能であれば 2 つの方向の窓を同時に開ける）
- (3) 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

### 3 飛沫感染、接触感染の防止

- (1) 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (2) 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
- (3) 店舗、事務所内の定期的な消毒

### 4 移動時における感染の防止

- (1) ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
- (2) 従業員数や出勤数の制限（テレワーク等の在宅勤務の実施等）
- (3) 出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限



# 人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。


**1** ビデオ通話で  
**オンライン帰省**



**2** スーパーは1人  
または**少人数で**  
**すいている時間に**

**3** ジョギングは  
**少人数で**  
公園は**すいた時間、**  
**場所を選ぶ**



**4** 待てる買い物は  
**通販**で



**5** 飲み会は  
**オンライン**で



**6** 診療は**遠隔診療**  
定期受診は間隔を調整



**7** 筋トレやヨガは  
**自宅で動画を活用**



**8** 飲食は  
**持ち帰り、**  
**宅配も**



**9** 仕事は**在宅勤務**  
通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



**10** 会話は  
**マスク**をつけて



**3つの密を**  
**避けましよう**

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

**手洗い・**  
**咳エチケット・**  
**換気や、健康管理**  
も、同様に重要です。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくな屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒     咳エチケットの徹底     こまめに換気
- 身体的距離の確保     「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務     時差通勤でゆったりと     オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン     名刺交換はオンライン     対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

令和2年2月26日策定  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月11日改定  
令和2年3月24日改定  
令和2年3月26日改定  
令和2年3月30日改定  
令和2年4月6日改定  
令和2年4月7日改定  
令和2年5月5日改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取り組み」については、次のとおりとする。

なお、事態の更なる進展や収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。

### 1 対象期間

令和2年2月26日から令和2年8月31日まで

### 2 全庁を挙げた対策の実施

- 全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症対策本部体制の下、急を要しない業務の中止や見直しを行い、医療崩壊を防ぐための取組や県民の経済・雇用対策に注力する。

### 3 職員向け対策

- 感染拡大防止の徹底を図るため、全職員が率先してテレワークを実施する
  - ・原則として全職員がテレワークを実施し、県民対応等の状況から困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得など、感染拡大防止に向けて柔軟な対応を図る。
  - ・特に、妊娠中や基礎疾患があるなど感染した場合に重症化リスクの高い職員については、分担の見直し等により必ずテレワークができる環境を整える。
- 勤務時間外も感染拡大の防止を意識して行動する
  - ・「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集する場所」「近距離での密接した会話」の3つの「密」を避ける
  - ・夜間、休日や休暇取得日においても不要不急の外出を避ける など

### 4 公立学校向け対策

別添資料1「国における緊急事態宣言延長に伴う県教育委員会の対応（令和2年5月5日現在）」

### 5 イベント等の実施の扱い

別添資料2「イベント等の実施の扱い」

### 6 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

## 国における緊急事態宣言延長に伴う

### 県教育委員会の対応（令和2年5月5日現在）

- 1 県立学校については、4月6日からの臨時休業の期間を5月31日までとする。
- 2 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各市町村教育委員会に要請する。

上記のほか、臨時休業中の児童・生徒に対する学習保障への十分な対応、保護者等からの相談に応じる窓口の引き続きの設置、特別支援学校における特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児・児童・生徒の居場所の対応など、県立学校長及び市町村教育委員会教育長に別紙のとおり通知する。

別紙1 国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校における臨時休業等について（通知）

別紙2 国における緊急事態宣言延長に伴う市町村立学校における臨時休業等について（通知）

別紙3 県立学校に通う児童・生徒の保護者への県教育委員会からのメッセージ

## イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「5 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等及び県民利用施設の対応については、次のとおりとする。

## 1 対象期間

令和2年8月31日まで

## 2 対応

## (1) 県民が参加するイベント等

不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

なお、入学式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

## (2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

## (3) 県民利用施設

県民の外出を誘引する県民利用施設について、閉館等の対応を行う。

## ※感染症拡大予防対策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力